

TH Picks for Association & Foundation

Vol. 17
2026.08

【発行日】 2026年8月1日発行
【発行元】 辻・本郷 税理士法人
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
TEL：03-6911-3101 [受付時間：9時00分～17時30分（土日・祝日・年末年始除く）]
URL：https://www.ht-tax.or.jp/

Webサイト



特集

新公益法人会計基準の 貸借対照表から見えてくるもの

1. はじめに

令和7年4月1日以降に開始する事業年度より新公益法人会計基準が適用されましたが、3年間の経過措置が設けられています。令和10年4月1日以降開始する事業年度よりすべての適用対象法人が新公益法人会計基準に移行することとされています。ここでは、貸借対照表について、平成20年会計基準と新公益法人会計基準の変更点を解説します。

2. 貸借対照表の比較

平成20年会計基準

新公益法人会計基準

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	32,000	12,000	20,000
流動資産合計	32,000	12,000	20,000
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	14,200,000	14,100,000	100,000
基本財産合計	14,200,000	14,100,000	100,000
(2) 特定資産			
公益事業積立資産	160,000	110,000	50,000
〇周年事業積立資産	100,000	0	100,000
什器備品	450,000	0	450,000
特定資産合計	710,000	110,000	150,000
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	0	0	450,000
固定資産合計	14,910,000	14,210,000	700,000
資産合計	14,942,000	14,222,000	720,000
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	0	0	0
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受取配当金	160,000	110,000	50,000
国庫補助金	450,000	0	450,000
寄付金	14,200,000	14,100,000	100,000
指定正味財産合計	14,810,000	14,210,000	600,000
(うち基本財産への充当額)	(14,200,000)	(14,100,000)	100,000
(うち特定資産への充当額)	(610,000)	(110,000)	500,000
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	132,000	12,000	120,000
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	0
(うち特定資産への充当額)	(100,000)	(0)	100,000
正味財産合計	14,942,000	14,222,000	720,000
負債及び正味財産合計	14,942,000	14,222,000	720,000

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	292,000	122,000	170,000
流動資産合計	292,000	122,000	170,000
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品	450,000	0	450,000
有形固定資産合計	450,000	0	450,000
(2) 無形固定資産			
無形固定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
投資有価証券	14,200,000	14,100,000	100,000
その他固定資産合計	14,200,000	14,100,000	100,000
固定資産合計	14,650,000	14,100,000	550,000
資産合計	14,942,000	14,222,000	720,000
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	0	0	0
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 純資産の部			
1. 指定純資産	14,560,000	14,110,000	450,000
2. 一般純資産	182,000	12,000	170,000
3. その他有価証券評価差額金	200,000	100,000	100,000
(うち、指定純資産に係る評価差額金)	(200,000)	(100,000)	△ 100,000
(うち、一般純資産に係る評価差額金)	(0)	(0)	0
純資産合計	14,942,000	14,222,000	720,000
負債及び純資産合計	14,942,000	14,222,000	720,000

出典：内閣府公益法人会計基準に関する説明会より加筆

各会計基準に照らした表示区分は例えばそれぞれ下記のとおりとなります。

平成20年 会計基準勘定科目	平成20年 会計基準表示区分	新公益法人会計 基準表示区分 (1年基準により判断)
現金預金	流動資産	流動資産または その他固定資産
投資有価証券	基本財産	その他固定資産
公益事業積立資産	特定資産	流動資産または その他固定資産
〇周年事業積立資産	特定資産	流動資産または その他固定資産
什器備品	特定資産	有形固定資産

3. 変更点

表示区分について

新公益法人会計基準において流動資産・負債または固定資産・負債は貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金および出金期限が到来するものは流動資産・負債に、1年を超えて入金および出金期限が到来するものは固定資産・負債として区分する1年基準により判断します。

固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、その他固定資産に分類されます。従来のその他固定資産と名称は同じですが範囲が異なる点に留意が必要です。例えば、特定資産を普通預金で保有している場合、1年基準に従い流動資産として計上します。

基本財産の表示について

新公益法人会計基準において基本財産は貸借対照表上の勘定科目を設けて表示するのではなく、科目の性質により計上し、貸借対照表の注記または財産目録において内容を記載します。

純資産の部について

純資産とは資産から負債を差し引いた差額をいいます。平成20年会計基準では正味財産の部でしたが、純資産の部へ表示区分の名称が変更となりました。純資産には指定純資産および一般純資産の2つに区分されます。そして、新たにその他有価証券評価差額金の表示区分が純資産の部に追加されました。

投資有価証券の会計処理について

市場価格のあるその他有価証券は、事業年度末日の市場価格をもって貸借対照表価額とし、評価差額金は原則として全部純資産直入法により純資産の部に計上します。ただし、例外的にその他有価証券を銘柄ごとに評価益を純資産の部に計上し、評価損を当期の費用として計上する部分純資産直入法によることも可能です。なお、その他有価証券の評価差額の処理方法は洗替法のみが認められています。その他有価証券評価差額は投資有価証券の財源区分に従い、指定純資産に係るものまたは一般純資産に係るものに区分します。

投資有価証券の売却損益についてはその資産の原資に従い、一般純資産または指定純資産に区分します。また、果実（主に利息および配当金）は財源区分によらず指定純資産を原資とする資産から生じたものであっても、一般純資産で会計処理することが明確化されました。



会計処理	平成20年 会計基準	新公益法人 会計基準
当期末の評価差 額の取り扱い	正味財産増減計 算書の評価損益 として計上	・全部純資産直入法 ・部分純資産直入 法（評価損は費 用処理）
翌期首の振替処理	洗替法または切 放法を選択適用	洗替法のみ
売却損益	財源区分に応じ て一般正味財産 または指定正味 財産に計上	財源区分に応じ て一般純資産ま たは指定純資産 に計上
利息及び配当金	財源区分に応じ て一般正味財産 または指定正味 財産に計上	一般純資産のみ 計上

4. 貸借対照表の読み方と与える影響

新公益法人会計基準において純資産の部に名称が改められ、その他有価証券評価差額金の区分が追加されるなど企業会計に近い形式となりましたが、本質は企業会計と異なります。指定純資産は資源提供者との合意により、用途の制約を受ける資源をいいます。制約とは、提供を受けた用途、処分、保有形態または使用時期について制約が課されている状態を示しているため、法人の都合で使用することは認められていません。

また、1年基準の導入により特に現金預金に計上されている金額が多くなり、資金にゆとりがあるように見える場合があります。その中には将来の建物修繕や特定の公益事業のために充てるための資産が含まれている可能性もあります。現金預金の残高だけで実態をつかむことは難しく、注記や財産目録を通じて保有している資産の状況を把握する必要があります。

5. おわりに

公益法人制度改革により公益法人の貸借対照表は従来の公益法人の特徴的な表示区分から企業会計に近い形式とすることで、多様なステークホルダーにもわかりやすい表示がされたと言えます。他方で貸借対照表だけでは公益法人の実態は見えてこないというのも事実です。本表は簡素で詳細は注記によるとされているように法人の状況をより深く知るためには注記および附属明細書についても理解を深めることが必要となります。

公益法人における財務報告の主要な目的は、活動基盤となる資源提供者の意思決定に有用な情報を提供すること、資源の受託者としての説明責任を果たすことにあります。そして、資源提供者は、法人への資源提供を通じて社会的課題の解決等が推進されることを期待しており、提供した資源が適切かつ効果的に使用されているかに関心を持っています。そのため、簡素で分かりやすい財務諸表および詳細に記載された注記等を開示することで公益目的事業の質の向上を図り、運営体制の充実を図るとともに情報開示など透明性の向上に努めていくことが法人側に求められています。

参考資料

- 内閣府公益法人会計基準に関する説明会資料
- 公益法人会計基準（平成20年4月／令和6年12月）
- 公益法人会計基準の運用指針（平成20年4月／令和6年12月）
- 公益法人制度についてのよくある質問
- 新公益法人会計基準対応 Q & A 決算に向けた確認ポイント～総合演習問題付～

